

○鳩山町介護保険運営委員会に関する規則

平成12年5月29日規則第25号

改正

平成15年3月28日規則第9号

平成30年3月30日規則第24号

鳩山町介護保険運営委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳩山町介護保険条例（平成12年鳩山町条例第25号）第6条の規定に基づき、鳩山町介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員の定数)

第2条 委員会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する者 6人以内
- (2) 識見を有する者 4人以内
- (3) 公益を代表する者 4人以内
- (4) 介護保険事業者を代表する者 4人以内

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて町長に意見を具申するものとする。

- (1) 介護保険の運営に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の進捗に関すること。
- (3) その他介護保険の運営に関し必要な事項

2 町長は、前項の規定による意見を尊重しなければならない。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の招集は、会議開催の日時、場所及び会議の内容をあらかじめ通知して行うものとする。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会はその議決により、秘密会とすることができます。

(町民意見の反映)

第6条 委員会は、第3条の規定による所掌事務についての調査審議を行うに当たっては、町民その他の者の幅広い意見を反映するよう努めなければならない。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開会、閉会に関する事項及びその日時
- (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
- (3) 委員以外の出席者の氏名
- (4) 議事日程
- (5) 会議に付した議題及び議事の経過の概要
- (6) その他議長又は委員会において必要と認めた事項

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第24号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。